

静岡県人事委員会は、退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1333

退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則

退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則（静岡県人事委員会規則7-1042）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号 (略)</p> <p>(表面)</p> <p>退職手当支給制限処分書</p> <p>(略)</p> <p>静岡県職員の退職手当に関する条例 第12条第 第14条第</p> <p>1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又 1項</p> <p>は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日</u>の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（な</p>	<p>様式第1号 (略)</p> <p>(表面)</p> <p>退職手当支給制限処分書</p> <p>(略)</p> <p>静岡県職員の退職手当に関する条例 第12条第 第14条第</p> <p>1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又 1項</p> <p>は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>から6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この<u>処分があったことを知った日</u>から6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日</u>から6か月以内に提起することができる（なお、その<u>裁決があったこ</u></p>

お、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この处分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第2号 (略)

(表面)

退職手当支給制限処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例 第14条第
第14条第

1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又
2項 は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる (なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる (なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌

とを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第2号 (略)

(表面)

退職手当支給制限処分書

静岡県職員の退職手当に関する条例 第14条第
第14条第

1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又
2項 は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる (なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる (なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分

日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第3号 (略)

(表面)

退職手当支払差止処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第3号 (略)

(表面)

退職手当支払差止処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第4号 (略)

(表面)

退職手当支払差止処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

(略)

(裏面) (略)

様式第4号 (略)

(表面)

退職手当支払差止処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

い。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第5号 (略)

(表面)

退職手当支払差止処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

(略)

(略)

(裏面) (略)

様式第5号 (略)

(表面)

退職手当支払差止処分書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に(3)を被告として(被告を代表する者は(4))提起することができる(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない)。

(略)

<p>(裏面) (略)</p> <p>様式第6号 (略)</p> <p>(表面)</p> <p>退職手当支払差止処分書</p> <p>(略)</p> <p>静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分書を受けた日</u>の<u>翌日から起算して6か月以内に(3)</u>を被告として（被告を代表する者は(4)）提起することができる（なお、この<u>処分書を受けた日</u>の<u>翌日から起算して6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>の<u>翌日から起算して1年</u>を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この<u>処分書を受けた日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決の送達を受けた日</u>の<u>翌日から起算して6か月以内に</u>提起することができる（なお、その<u>裁決の送達を受けた日</u>の<u>翌日から起算して6か月以内であっても、その<u>裁決の日</u>の<u>翌日から起算して1年</u>を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</u></u></p> <p>(略)</p> <p>(裏面) (略)</p>	<p>(裏面) (略)</p> <p>様式第6号 (略)</p> <p>(表面)</p> <p>退職手当支払差止処分書</p> <p>(略)</p> <p>静岡県職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。また、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2)に対してこの処分の取消しを申し立て POSSIBILITY ことができる。</p> <p>また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この<u>処分があったことを知った日</u>から6か月以内に(3)を被告として（被告を代表する者は(4)）提起することができる（なお、この<u>処分があったことを知った日</u>から6か月以内であっても、この<u>処分の日</u>から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この<u>処分があったことを知った日</u>の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する<u>裁決があったことを知った日</u>から6か月以内に提起することができる（なお、その<u>裁決があったことを知った日</u>から6か月以内であっても、その<u>裁決の日</u>から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。</p> <p>(略)</p> <p>(裏面) (略)</p>
---	--

様式第7号 (略)

(表面)

退職手当返納命令書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(略)

(裏面) (略)

様式第8号 (略)

(表面)

退職手当返納命令書

(略)

様式第7号 (略)

(表面)

退職手当返納命令書

(略)

静岡県職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

(略)

(裏面) (略)

様式第8号 (略)

(表面)

退職手当返納命令書

(略)

第15条第
静岡県職員の退職手当に関する条例
第16条第

1項 の規定により、既に支払われた一般の退職
1項 手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第9号 (略)

(表面)

静岡県職員の退職手当に関する条例第17
条第1項に規定する懲戒免職等処分を受
けるべき行為をしたことを疑うに足りる
相当な理由がある旨の通知書

(略)

第15条第
静岡県職員の退職手当に関する条例
第16条第

1項 の規定により、既に支払われた一般の退職
1項 手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

様式第9号 (略)

(表面)

静岡県職員の退職手当に関する条例第17
条第1項に規定する懲戒免職等処分を受
けるべき行為をしたことを疑うに足りる
相当な理由がある旨の通知書

(略)

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、静岡県職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

（略）

（裏面）（略）

様式第10号（略）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

（略）

第17条第

静岡県職員の退職手当に関する条例第17条第
第17条第

1項

2項の規定により、退職手当の受給者に対し

3項

既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対して

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、静岡県職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

（略）

（裏面）（略）

様式第10号（略）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

（略）

第17条第

静岡県職員の退職手当に関する条例第17条第
第17条第

1項

2項の規定により、退職手当の受給者に対し

3項

既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に

することができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（略）

（裏面）（略）

様式第11号（略）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

（略）

第17条第
静岡県職員の退職手当に関する条例
第17条第
4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既
5項 に支払われた一般の退職手当等の額に相当する
額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件

(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に(2)を被告として（被告を代表する者は(3)）提起することができる（なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（略）

（裏面）（略）

様式第11号（略）

（表面）

退職手当相当額納付命令書

（略）

第17条第
静岡県職員の退職手当に関する条例
第17条第
4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既
5項 に支払われた一般の退職手当等の額に相当する
額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に(1)に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件

訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に(2)を被告として
(被告を代表する者は(3)) 提起することができる (なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に(2)を被告として(被告を代表する者は(3)) 提起することができる (なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる (なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(略)

(裏面) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則様式第1号から様式第11号までの様式により作成された書面は、改正後の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則様式第1号から様式第11号までの様式により作成された書面とみなす。